

令和3年度第1回
沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県新聞業最低賃金専門部会

日 時 令和3年8月31日（火）14：00～
場 所 那覇第二地方合同庁舎一号館
共用大会議室（2階）

委員紹介
沖縄労働局長挨拶

議 事 次 第

- 1 沖縄県新聞業最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出
- 2 沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程について
- 3 沖縄県新聞業最低賃金専門部会の審議日程について
- 4 最低賃金基礎調査結果報告について
- 5 その他

令和 3 年度沖縄地方最低賃金審議会

第 1 回沖縄県新聞業最低賃金専門部会

資 料 目 次

- 1 令和 3 年度沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県新聞業最低賃金専門部会委員名簿
- 2 沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
- 3 沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程（案）
- 4 関係法令（最低賃金法等）抜粋
- 5 沖縄県新聞業最低賃金専門部会審議日程計画（案）
- 6 令和 3 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表
- 7 沖縄県新聞業最低賃金決定状況の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）
- 8 最低賃金に関する基礎調査結果

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県新聞業最低賃金専門部会委員 名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部教授
	西 村 オ リ エ	弁 護 士
労働者代表委員	垣 花 尚	宮古毎日新聞労働組合 副委員長
	當 眞 正 武	琉球新報労働組合副執行委員長
	又 吉 宏 宜	沖縄タイムス労働組合 書記長
使用者代表委員	嘉 手 川 力	(株)沖縄建設新聞 専務取締役
	黒 島 安 隆	(株)八重山毎日新聞社 取締役会長
	玉 那 覇 紀 宏	沖縄県経営者協会 総務部長兼企画調査部長
備考	※ 発令年月日 令和3年8月24日 ※ 任期満了日 沖縄県最低賃金専門部会が廃止されるまでの間 ※ 委員の配列は各側五十音順となっています	



沖労発基 0806 第 1 号
令和 3 年 8 月 6 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝 殿

沖縄労働局長
福味 恵



沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 沖縄県新聞業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 6 号）

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県新聞業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（構成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実地調査並びに参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（委員の欠席等）

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、非公開とする。ただし、部会長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換

若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは審議経過を取りまとめ、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県新聞業最低賃金についての全ての審議が終了し、沖縄地方最低賃金審議会の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和3年〇月〇日から施行する。

最低賃金法（抜粋）

（特定最低賃金の決定）

第 15 条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認められるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定することができる。

第 16 条 前条第 2 項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るのもでなければならない。

第 17 条 第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となったと認められるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

（会長）

第 24 条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会）

第 25 条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

（政令への委任）

第 26 条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

最低賃金審議会令（抜粋）

（組織）

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（最低賃金専門部会）

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第3項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。

4 第3条の規定は、最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに（当日又は翌日）総会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

（雑則）

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

最低賃金法施行規則（抜粋）

（関係労働者及び関係使用者の意見）

第11条第1項 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

令和3年度 沖縄地方最低賃金審議会特定(産業別/新聞業)最低賃金審議計画 (案)

No. 2

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
1	3.8.31 （大会議室）	火						1 回 14:00	（産業別合同部会） ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 （産業別資料説明） ◇新聞業	
2	9. 7 （中会議室）	火						2 回 14:00	（産業別） ○額の提示 ◇新聞業(14:00～)	
2	9. 8 （中会議室）	水						2 回 14:00	（産業別） ○額の提示 予備日	6. 9. 10可 予備日追加
3	9. 14 （大会議室）	火						3 回 15:00	（産業別） ○額の調整 （結審） ◇新聞業	
	9. 14(火) ～29(水)							特定最賃（新聞）答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示 （令6条第5項適用）		庁舎掲示板上に 掲示
3	9. 15 （大会議室）	水						3 回 15:00	（産業別） ○額の調整 （結審） 予備日	
	9. 15(水) ～9. 30(木)							特定最賃（自動車）答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示 （令6条第5項適用）		庁舎掲示板上に 掲示
3	9. 16 （大会議室）	木						3 回 15:00	（産業別） ○額の調整 （結審） 予備日	
	9. 16(木) ～10. 1(金)							特定最賃（各種商品）答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示 （令6条第5項適用）		庁舎掲示板上に 掲示
3	9. 17 （大会議室）	金						3 回 15:00	（産業別） ○額の調整 （結審） 予備日	
	9. 17(金) ～10. 4(月)							特定最賃（糖類）答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示 （令6条第5項適用）		庁舎掲示板上に 掲示
4	9. 22、24 （大会議室）	水金						4 回 15:00	（産業別） ○額の調整（結審：予備日）	
5	9. 30 （大会議室）	木	15:00		○（産業別）額調整、（採決：予備日） ※専門部会で結審に至らなかった場合					
	9. 30(木) ～10. 15(金)							特定最賃（各業種）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示		庁舎掲示板上に 掲示
6	10. 1 （中会議室）	金	15:00		異議審（新聞業）（予定） 異議申出内容にかかる審議（9/14（新聞）結審の場合）					4 予備日
7	10. 5 （中会議室）	火	15:00		異議審（予備日）（予定） 異議申出内容にかかる審議					
8	10. 18 （大会議室）	月	15:00		異議審（予備日）（予定） 異議申出内容にかかる審議（9/30結審の場合）					

なお、会場は変更になる場合があります。また、web参加の対応も取らせていただきます。

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とすることがある。

答申 (要旨公示)	異議申出 締切	官報 公示	発効
9月1日(水)	9月16日(木)	10月4日(月)	11月3日(水)
9月2日(木)	9月17日(金)	10月5日(火)	11月4日(木)
9月3日(金)	9月21日(火)	10月6日(水)	11月5日(金)
9月4日(土)	9月21日(火)	10月6日(水)	11月5日(金)
9月5日(日)	9月21日(火)	10月6日(水)	11月5日(金)
9月6日(月)	9月21日(火)	10月6日(水)	11月5日(金)
9月7日(火)	9月22日(水)	10月7日(木)	11月6日(土)
9月8日(水)	9月24日(金)	10月8日(金)	11月7日(日)
9月9日(木)	9月24日(金)	10月8日(金)	11月7日(日)
9月10日(金)	9月27日(月)	10月11日(月)	11月10日(水)
9月11日(土)	9月27日(月)	10月11日(月)	11月10日(水)
9月12日(日)	9月27日(月)	10月11日(月)	11月10日(水)
9月13日(月)	9月28日(火)	10月12日(火)	11月11日(木)
9月14日(火)	9月29日(水)	10月13日(水)	11月12日(金)
9月15日(水)	9月30日(木)	10月14日(木)	11月13日(土)
9月16日(木)	10月1日(金)	10月15日(金)	11月14日(日)
9月17日(金)	10月4日(月)	10月18日(月)	11月17日(水)
9月18日(土)	10月4日(月)	10月18日(月)	11月17日(水)
9月19日(日)	10月4日(月)	10月18日(月)	11月17日(水)
9月20日(月)	10月5日(火)	10月19日(火)	11月18日(木)
9月21日(火)	10月6日(水)	10月20日(水)	11月19日(金)
9月22日(水)	10月7日(木)	10月21日(木)	11月20日(土)
9月23日(木)	10月8日(金)	10月22日(金)	11月21日(日)
9月24日(金)	10月11日(月)	10月25日(月)	11月24日(水)
9月25日(土)	10月11日(月)	10月25日(月)	11月24日(水)
9月26日(日)	10月11日(月)	10月25日(月)	11月24日(水)
9月27日(月)	10月12日(火)	10月26日(火)	11月25日(木)
9月28日(火)	10月13日(水)	10月27日(水)	11月26日(金)
9月29日(水)	10月14日(木)	10月28日(木)	11月27日(土)
9月30日(木)	10月15日(金)	10月29日(金)	11月28日(日)
10月1日(金)	10月18日(月)	11月1日(月)	12月1日(水)
10月2日(土)	10月18日(月)	11月1日(月)	12月1日(水)
10月3日(日)	10月18日(月)	11月1日(月)	12月1日(水)
10月4日(月)	10月19日(火)	11月2日(火)	12月2日(木)
10月5日(火)	10月20日(水)	11月4日(木)	12月4日(土)
10月6日(水)	10月21日(木)	11月5日(金)	12月5日(日)
10月7日(木)	10月22日(金)	11月8日(月)	12月8日(水)
10月8日(金)	10月25日(月)	11月9日(火)	12月9日(木)
10月9日(土)	10月25日(月)	11月9日(火)	12月9日(木)
10月10日(日)	10月25日(月)	11月9日(火)	12月9日(木)
10月11日(月)	10月26日(火)	11月10日(水)	12月10日(金)
10月12日(火)	10月27日(水)	11月11日(木)	12月11日(土)
10月13日(水)	10月28日(木)	11月12日(金)	12月12日(日)
10月14日(木)	10月29日(金)	11月15日(月)	12月15日(水)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とすることがある。

10月15日(金)		11月1日(月)			11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)			11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)			11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)			11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)			11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)			11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)			11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月8日(月)			11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)			11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)			11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)			11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)			11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)			11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)			11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)			11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)			11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)			11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)			12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)			12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)			12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)			12月6日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)			12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)			12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)			12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)			12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)			12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)			12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)			12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)			12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)			12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)			12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)			12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)			12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)			12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)			12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)			12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)			12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)			12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)			12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)			12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)			12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)			12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)			12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)			12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)			12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)			12月28日(火)		1月27日(木)

沖縄県新聞業最低賃金決定状況一覧表

改定年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
改正の諮問		23.9.12	24.8.28	25.8.28	26.8.26	27.8.6	28.8.4	29.8.4	30.8.7	R1.8.6	
審議会の開催日											
専門部会の開催日		9.29	9.14	9.13	9.11	9.9	8.22	8.30	8.30	8.30	
		10.5	9.25	9.19	9.18	9.18	8.29	9.7	9.6	9.10	
		10.2	10.3	9.30	9.26	9.29	9.6	9.14	9.13	9.17	
答申日		10.2	10.3	9.30	9.26	9.29	9.6	9.14	9.13	9.17	
採決状況		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発効日		23.12.18	24.12.1	25.11.28	26.11.27	27.11.27	28.11.5	29.11.15	30.11.15	R1.11.16	
特定最低賃金額	時間額（円）		744	759	768	775	783	795	808	823	835
	引上げ	額（円）	7	15	9	7	8	12	13	15	12
		率（％）	0.95%	2.02%	1.19%	0.91%	1.03%	1.53%	1.64%	1.86%	1.46%
	影響率（％）		0.0	0.0	2.81	4.89	2.53	3.8	1.60	—	—
	地域最賃100に対する指数		115.35	116.23	115.66	114.48	112.99	111.34	109.63	108.01	105.7
											105.43

○は全会一致

令和3年度特定(産業別)最低賃金未満率・影響率

令和3年度最低賃金基礎調査結果より

設定業種	令和3年度現行時間額		備考(R2年度影響率 792円) ※1新聞業は835円
	令和2年度決定額	未満率(令和3年度)	
新聞業	－	0.7%	1.5%
糖類製造業	－	－	－
各種商品小売業	－	－	－
自動車(新車)小売業	－	－	－
(畜産食料品製造業)	－	－	－
(清涼飲料、酒類製造業)	－	－	－

※1 新聞業

835円(R1/11/16改定)

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

03年

総括表（１）

新聞業

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別		
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人
計	581			581
円	2			2
- 781	(0.3)			(0.3)
782 - 782	2 (0.3)			2 (0.3)
783 - 783	2 (0.3)			2 (0.3)
784 - 784	2 (0.3)			2 (0.3)
785 - 785	2 (0.3)			2 (0.3)
786 - 786	4 (0.7)			4 (0.7)
787 - 787	4 (0.7)			4 (0.7)
788 - 788	4 (0.7)			4 (0.7)
789 - 789	4 (0.7)			4 (0.7)
790 - 790	4 (0.7)			4 (0.7)
791 - 791	4 (0.7)			4 (0.7)
792 - 792	4 (0.7)			4 (0.7)
793 - 793	4 (0.7)			4 (0.7)
794 - 794	4 (0.7)			4 (0.7)
795 - 795	4 (0.7)			4 (0.7)
796 - 796	4 (0.7)			4 (0.7)
797 - 797	4 (0.7)			4 (0.7)
798 - 798	4 (0.7)			4 (0.7)
799 - 799	4 (0.7)			4 (0.7)
800 - 800	4 (0.7)			4 (0.7)

801 -	801	4 (0.7)			4 (0.7)
802 -	802	4 (0.7)			4 (0.7)
803 -	803	4 (0.7)			4 (0.7)
804 -	804	4 (0.7)			4 (0.7)
805 -	805	4 (0.7)			4 (0.7)
806 -	806	4 (0.7)			4 (0.7)
807 -	807	4 (0.7)			4 (0.7)
808 -	808	4 (0.7)			4 (0.7)
809 -	809	4 (0.7)			4 (0.7)
810 -	810	4 (0.7)			4 (0.7)
811	811	4 (0.7)			4 (0.7)
812	812	4 (0.7)			4 (0.7)
813	813	4 (0.7)			4 (0.7)
814	814	4 (0.7)			4 (0.7)
815	815	4 (0.7)			4 (0.7)
816	816	4 (0.7)			4 (0.7)
817	817	4 (0.7)			4 (0.7)
818	818	4 (0.7)			4 (0.7)
819	819	4 (0.7)			4 (0.7)
820	820	4 (0.7)			4 (0.7)
821	821	4 (0.7)			4 (0.7)
822	822	4 (0.7)			4 (0.7)
823	823	4 (0.7)			4 (0.7)

824	824	4 (0.7)			4 (0.7)
825	825	4 (0.7)			4 (0.7)
826	826	4 (0.7)			4 (0.7)
827	827	4 (0.7)			4 (0.7)
828	828	4 (0.7)			4 (0.7)
829	829	4 (0.7)			4 (0.7)
830	830	4 (0.7)			4 (0.7)
831	831	4 (0.7)			4 (0.7)
832	832	4 (0.7)			4 (0.7)
833	833	4 (0.7)			4 (0.7)
834	834	4 (0.7)			4 (0.7)
835	835	4 (0.7)			4 (0.7)
836	836	4 (0.7)			4 (0.7)
837	837	4 (0.7)			4 (0.7)
838	838	4 (0.7)			4 (0.7)
839	839	4 (0.7)			4 (0.7)
840	840	4 (0.7)			4 (0.7)
841	841	4 (0.7)			4 (0.7)
842	842	4 (0.7)			4 (0.7)
843	849	4 (0.7)			4 (0.7)
850	859	4 (0.7)			4 (0.7)
860	869	4 (0.7)			4 (0.7)
870	879	4 (0.7)			4 (0.7)

880	889	4 (0.7)			4 (0.7)
890	899	4 (0.7)			4 (0.7)
900	999	26 (4.4)			26 (4.4)
1000	1099	53 (9.2)			53 (9.2)
1100	1199	94 (16.1)			94 (16.1)
1200	1299	116 (20.0)			116 (20.0)
1300	1399	157 (27.0)			157 (27.0)
1400	1499	195 (33.5)			195 (33.5)
1500		581 (100.0)			581 (100.0)
月 平 均 賃 金 額		292,033			292,033
時 間 当 平 均 賃 金 額		1,933			1,933
月一人当たり労働時間数		152			152
第 1 ・ 2 0 分 位 数		1,004			1,004
第 1 ・ 1 0 分 位 数		1,120			1,120
第 1 ・ 4 分 位 数		1,341			1,341
中 位 数		1,890			1,890
四 分 位 偏 差 係 数		0.2662			0.2662

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比